



固有必要的共同訴訟における非同調者の扱い

八田, 卓也

(Citation)

民事訴訟法判例インデックス:396-397

(Issue Date)

2015-01

(Resource Type)

book part

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004089>



196 固有必要的共同訴訟における非同調者の扱い**①最高裁平成11年11月9日第三小法廷判決**

事件名等：平成9年（オ）第873号土地境界確定請求事件
 掲載誌：民集53巻8号1421頁、判時1699号79頁、判タ1021号128頁、
 金法1572号149頁

②最高裁平成20年7月17日第一小法廷判決

事件名等：平成18年（受）第1818号入会権確認請求事件
 掲載誌：民集62巻7号1994頁、判時2019号22頁、判タ1279号115頁、
 金法1855号123頁

概要

原告側で固有必要的共同訴訟の関係が成立し、そのうちの一部分が提訴に同調しない場合、残りの者だけで訴えを提起しても不合法となるという問題がある。①事件判決は境界確定訴訟について、②事件判決は入会権確認訴訟について、かかる場合に非同調者を本来の被告と合わせ被告として訴えることで訴えが適法になることを認めたものである。

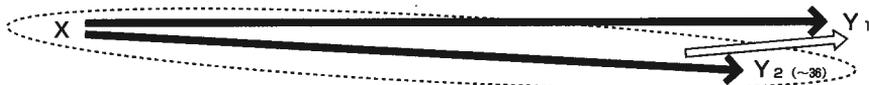
事実関係

①事件：A死亡によりその所有地をXら3名及びY₂が共同相続した。Xらは同土地の遺産分割が隣接地との境界が不確定なために進行しないとして、その所有者Y₁（国）を被告として両土地間の境界確定訴訟を提起したが、その際Y₂が提訴に同調しなかったためY₂をY₁と並んで被告とした。
 ②事件：本件土地1～4につき、現所有

者としてY₁名義の登記がなされており、元所有者としてY₂～Y₅の登記がある。Xらは、本件土地1～4は、Xら及びY₂～Y₅及びY₆～Y₃₆により構成される入会集団に帰属する入会地であると主張し、Y₁を被告として入会権確認の訴えを提起した。その際Y₂～Y₃₆が提訴に同調しなかったため、Y₁に加えてY₂～Y₃₆を被告として訴えを提起した。

判決要旨

①事件：上告棄却。「共有者のうちに〔境界の確定を求める訴え〕を提起することに同調しない者がいるときには、その余の共有者は、隣接する土地の所有者と共に右の訴えを提起することに同調しない者を被告にして訴えを提起することができる。〔ただし、……共有者のうちに右の訴えを提起することに同調しない者がいる場合であっても、隣接する土地との境界に争いがあるときにはこれを確定する必要があることを否定することはできないところ、右の訴えにおいては、裁判所は、当事者の主張に拘束されないで、自らその正当と認めるところに従って境界を定めるべきであって、当事者の主張しない境界線を確定しても民訴法246条の規定に違反するものではないのである〔最判昭和38年10



月15日第三小法廷判決・民集17巻9号1220頁参照]。このような右の訴えの特質に照らせば、共有者全員が必ず共同歩調をとることを要するとまで解する必要はなく、共有者の全員が原告又は被告いずれかの立場で当事者として訴訟に関与していれば足りると解すべきであり、このように解しても訴訟手続に支障を来すこともないからである。」②事件：破棄差戻し。「入会集団の構成員のうちに入会権の確認を求める訴えを提起することに同調しない者がいる場合であっても、入会権の存否について争いのあるときは、民事訴訟を通じてこれを確定する必要があることは否定することができず、入会権の存在を主張する構成員の訴権は保護されなければならない。そこで、入会集団の構成員のうちに入会権確認の訴えを提起することに同調しない者がいる場合には、入会権の存在を主張する構成員が原告となり、同訴えを提起することに同調しない者を被告に加えて、同訴えを提起することも許されるものと解するのが相当である。このような訴えの提起を認めて、判決の効力を入会集団の構成員全員に及ぼしても、構成員全員が訴訟の当事者として関与するのであるから、構成員の利益が害されることはないというべきである。」

本判決の位置づけ・射程範囲

提訴への非同調者を被告に回すことにより原告側固有必要的共同訴訟を適法とするという扱いは従前から有力学説が主張してきたものであるが、(1)訴訟物との関係で提訴非同調者の被告適格をどう基礎付けるか、(2)提訴非同調者と本来的被告との間の既判力を(どう)認めるか、(3)提訴非同調者を被告に回した訴訟の審判規律はどうなるか、(4)提訴非同調者の処分権限の侵害にならないか、という問題が提起されていた。①事件判決は(1)～(4)の問題が生じない特殊な訴訟形態である境界確定訴訟についてその特殊性を強

調しつつ(この点を明示する補足意見がある)提訴への非同調者を被告に回すという扱いを認めたが、②事件判決は(1)～(4)の問題が生じ得る通常の訴訟形態である入会権確認訴訟についてこの扱いを認めた。ただし、②事件は、被告に回された $Y_2 \sim Y_{36}$ は入会権の存在を争っており、(1)の問題が生じない事案であった。従って提訴拒絶者が訴訟物たる権利関係を積極的に争わない類型の確認訴訟や、給付訴訟に②事件判決の射程が及ぶか、という問題があり、理解は分れている。さらに(2)～(4)の問題は②事件判決も未解決のまま残している。

さらに理解を深める

百選4版98事件〔山本弘〕平成20年度重判民訴2事件(鶴田滋)、名津井吉裕・速報判例解説4号127頁、八田卓也・リマークス2009(下)106頁、高橋(下)2版補訂版336頁、山本克己「固有必要的共同訴訟」長谷部由起子ほか編著『基礎演習民事訴訟法〔第2版〕』(弘文堂、2013年)224頁(関連判例) 最一判昭和46・12・9(本書197事件)、最二判昭和41・11・25(本書195事件)、最三判平成6・5・31(本書51事件)